

第Ⅱ章 農業の持続的な発展

第1節 担い手の育成確保と農業経営

我が国の農業生産は、認定農業者や農業法人等専ら農業を営む者に加え、サービス事業体や集落営農等、多様な担い手によって支えられている。

本節では、平成12年農林業センサス等を活用して農業構造の現状を分析するとともに、認定農業者をはじめとする多様な担い手の育成・確保や経営安定に向けた課題等を検討する。

(1) 農家、農業労働力の動向

ア 農家、農業労働力の動向

(農家戸数、農家人口は減少している)

平成12年の農林業センサスの結果によれば、12年2月1日現在の我が国における総農家戸数は、312万戸となっており、前回調査時（7年調査、以下同じ。）に比べ9.4%（32万3千戸）減少している（図Ⅱ-1）。農家戸数については、高度経済成長が本格化し始めた昭和30年代半ばから一貫して減少を続けており、減少率は、60年以降拡大している。

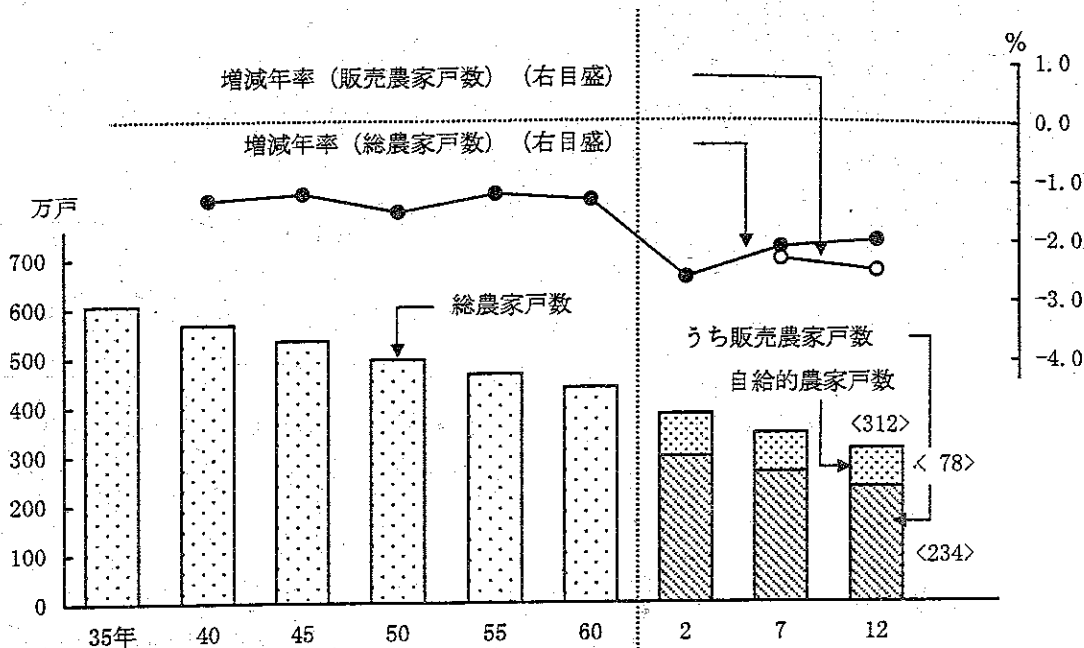
また、農家のうち販売農家の戸数は、前回調査に比べ11.9%減少し、233万7千戸（総農家数に占める割合74.9%）となっている。

次に、農家人口（農家世帯員）の動向をみると、12年には1,346万人（総農家ベース：総人口に占める割合は10.6%）となっており、農家戸数が減少するなか、農家世帯においても一般世帯と同様に核家族化等が進展し、世帯員数が減少していること等から、35年（3,441万人）の半分以下の水準にまで減少している（図Ⅱ-2）。また、農家人口に占める高齢者の割合は年々上昇しており、12年における65歳以上の高齢者の割合は、世帯員の4人に1人（総農家28.6%、販売農家28.0%）と、総人口に占める65歳以上の人口割合（17%）に比べ10%程度高くなっている。

(農業に依存する度合いの高い農家の割合が低下してきている)

農家（販売農家）の就業構造の変化を主副業別構成比の変化からみると、

図Ⅱ-1 農家戸数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 増減年率は、前回調査年からの平均増減年率である。(例：12年の増減年率=7~12年の5年間の平均増減年率)

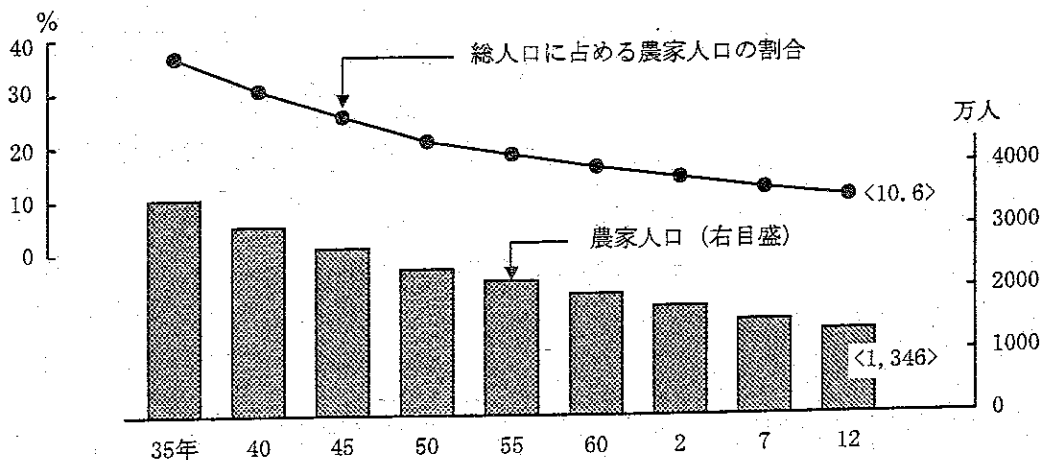
2) < >内の数値は12年値である。

3) 農家とは、調査期日(2月1日)現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上の世帯である。なお、60年まで、西日本については経営耕地面積5a以上としていたため、厳密には数値は接続しない。

4) 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家である。

5) 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家である。

図Ⅱ-2 農家人口の推移 (全国・総農家)



資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

注：< >内の数値は、12年値である。

前々回調査（平成2年調査、以下同じ。）、前回調査の結果と比較して主業農家（農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家）及び準主業農家（農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家）については、全体に占める割合の低下が続いている（表Ⅱ-1）。一方、副業的農家（65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家）の割合は上昇しており、12年には販売農家の半数以上（52.9%）を占めている。

次に、専兼業別の構成をみると、第2種兼業農家（兼業所得が農業所得より多い農家）の割合が販売農家の7割近くに達している。他方、専業農家（世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家）の割合は、男子生産年齢人口（15～64歳の男子世帯員）のいない高齢専業農家の増加等により上昇している。

（大規模農家の増加傾向は続いている）

農家（販売農家）の経営規模の変化について、経営耕地面積規模別農家数の推移からみると、前回調査時に比べ、都府県では4.0ha以上、北海道では50.0ha以上層の農家が増加している一方、各々それ未満の階層では減少しており、規模の大きな農家が増加する傾向が続いている。しかしながら、大規模階層農家の推移について、昭和60年及び平成2、7、12年調査結果の各調査期間内における平均増減年率の変化からみると、近年、都府県、北海道ともに大規模農家の増加率が小さくなってきており、経営面積規模拡大のテンポの鈍化がみられる（図Ⅱ-3）。

（農業就業人口は15年間で約7割に減少した）

農業労働力に関する指標の推移をみると、平成12年における農業就業人口は、389万人（販売農家）となっており、昭和60年（543万人）の約7割（71.7%）まで減少している（図Ⅱ-4）。また、農業生産への従事度合いが高い基幹的農業従事者は、240万人となっており、農業就業人口と同様に、この15年間で7割程度（69.3%）の水準まで減少している。各調査間の期間内平均増減年率の動きをみると、減少の程度は小さくなってきているものの、農業労働力についても農家戸数同様、減少傾向にある。

次に、農業労働力の高齢化の程度を、65歳以上の者の占める割合（販売農家）でみると、12年には農業就業人口が初めて5割を超える（52.9%）など、高齢化が引き続き進んでいる現状をうかがうことができる。

表Ⅱ-1 農家戸数及び構成の変化 (販売農家)

(単位：千戸、%)

		2 年	7	12
販売農家 計		2,971 (100.0)	2,651 (100.0)	2,337 (100.0)
主副業別	主業農家	820 (27.6)	678 (25.6)	500 (21.4)
	準主業農家	954 (32.1)	695 (26.2)	599 (25.7)
	副業的農家	1,196 (40.3)	1,279 (48.3)	1,237 (52.9)
専兼業別	専業農家	473 (15.9)	428 (16.1)	426 (18.2)
	うち高齢専業農家	155 (5.2)	188 (7.1)	227 (9.7)
	第1種兼業農家	521 (17.5)	498 (18.8)	350 (15.0)
	第2種兼業農家	1,977 (66.5)	1,725 (65.1)	1,561 (66.8)

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) () の数値は、販売農家戸数計を100とする構成比である。

2) 販売農家とは、経営耕地面積30a以上または農産物販売金額50万円以上の農家をいう。

3) 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

4) 準主業農家とは、農外所得が主（農家所得の50%以上が農外所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

5) 副業的農家とは、65歳未満の農業従事60日以上者がいない農家をいう。

6) 専業農家とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家をいう。

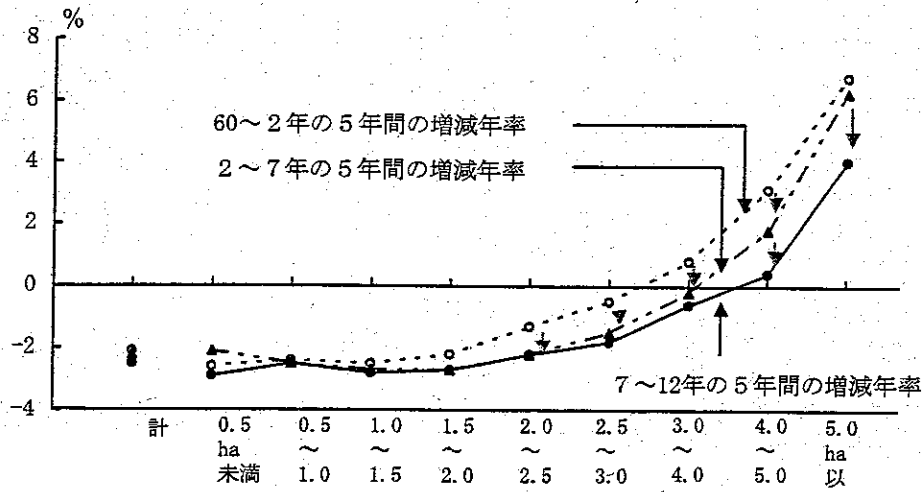
7) 高齢専業農家とは、男子生産年齢人口のいない専業農家をいう。なお、生産年齢とは15歳以上64歳以下をいう。

8) 第1種兼業農家とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家をいう。

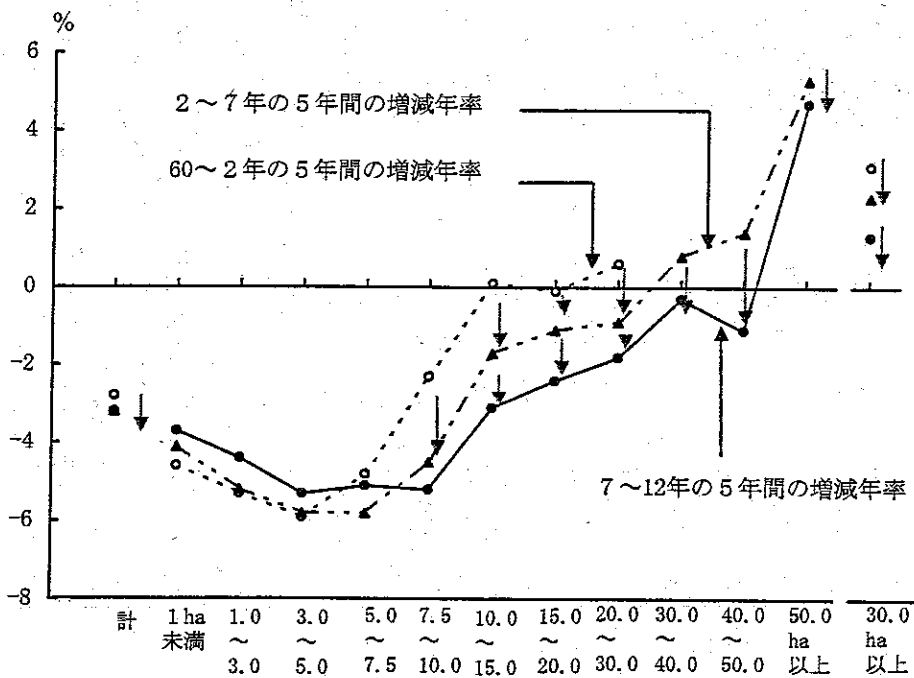
9) 第2種兼業農家とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家をいう。

図II-3 経営耕地面積規模別農家数の動向（増減年率の変化・販売農家）

<都府県>



<北海道>

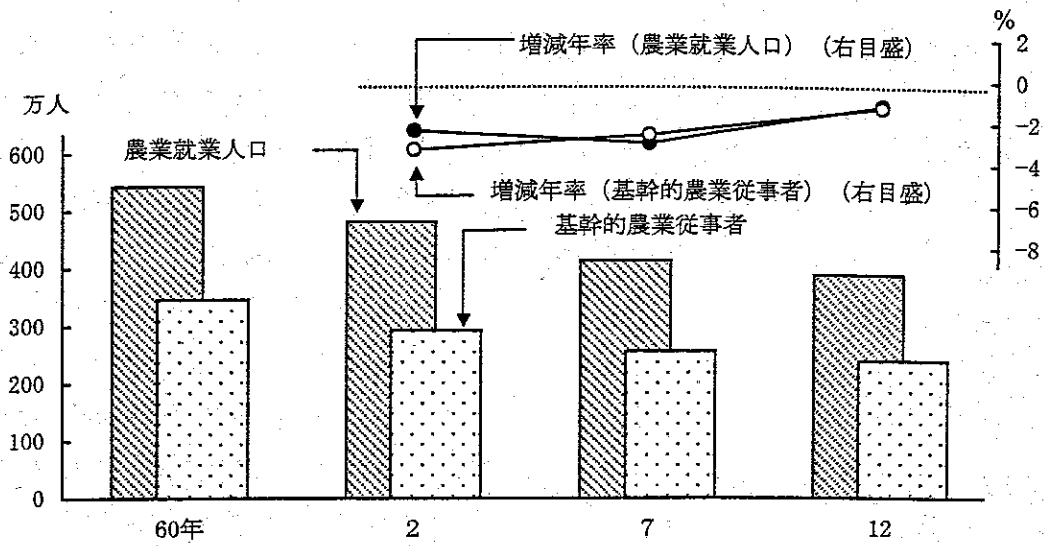


資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 増減年率は、前回調査年からの平均増減年率である。

2) 北海道の数値については、60年値に30.0ha以上の内訳がないため、30.0ha以上層を別掲した。

図Ⅱ-4 農業労働力の動向（販売農家）



資料：農林水産省「農林業センサス」

- 注：1) 農業就業人口とは、自営農業のみに従事した者及び自営農業以外の仕事に従事していても、年間労働日数でみて自営農業の方が多い者のことをいう。
- 2) 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した者のうち、ふだんの主な状態が仕事（自営農業）の者のことをいう。
- 3) 増減年率は、前回調査年からの平均増減年率である。（例：12年の増減年率＝7～12年の5年間の平均増減年率）

(「昭和一けた世代」のリタイアが進むなかで、定年帰農も増加している)

近年における農業労働力の構造変化について、年齢階層別人数の推移からみると、農業就業人口、基幹的農業従事者ともに、人口曲線は年を追うごとに右下方向へ移動(人口曲線の描く山が低くなり、高齢層側へ移動)しており、農業労働力の減少・高齢化が進んでいる(図Ⅱ-5)。

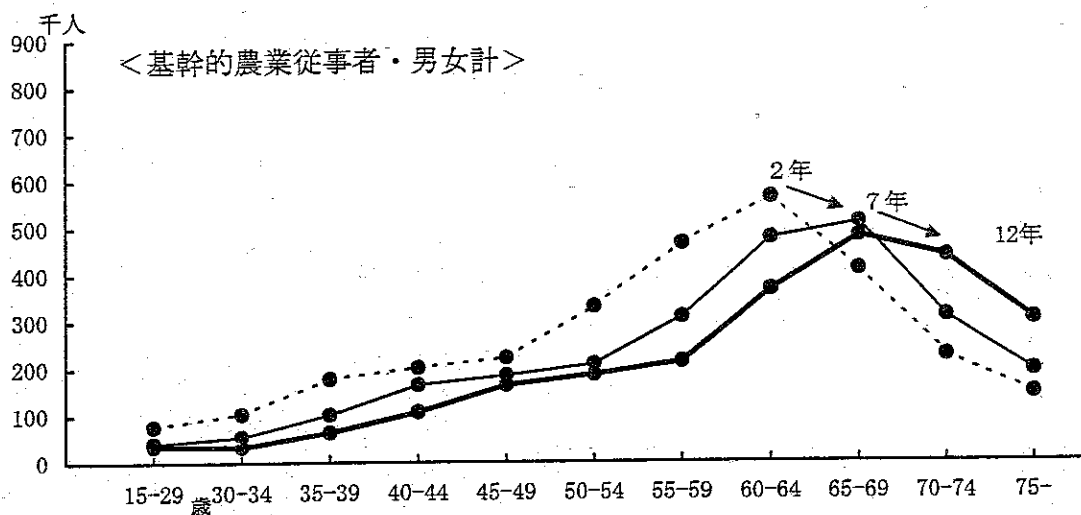
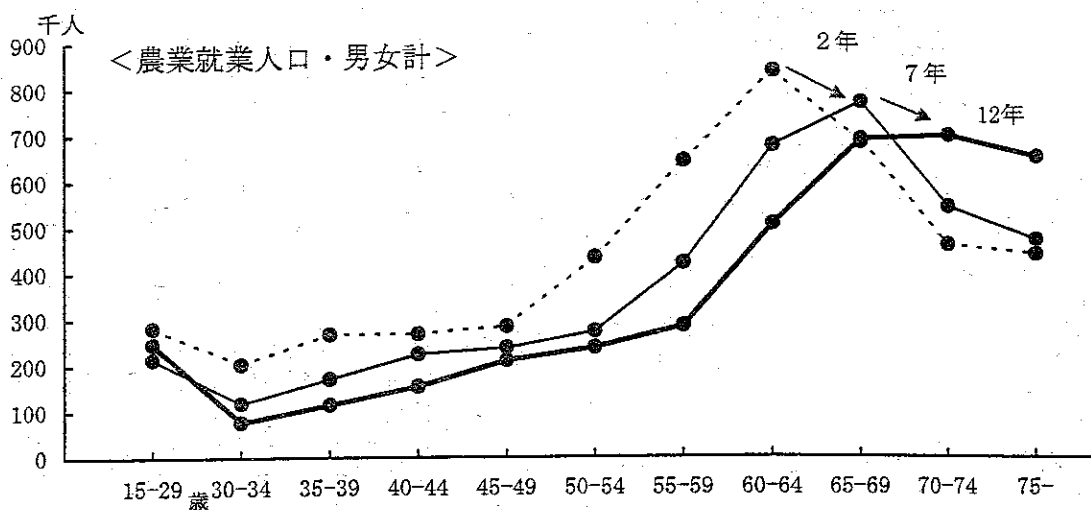
次に、これまで農業労働力の中心を担ってきた「昭和一けた世代」(平成12年においては、70~74歳、65~69歳の階層に該当)の動向をみると、労働力人口のピークを形成していた「昭和一けた世代(前半層):70~74歳」については、基幹的農業従事者では労働力ピークでなくなるなど、農業(農作業)からのリタイアが進んでいる。しかしながら、同じ年齢階層で比較した場合、前回の調査結果に比べ高い割合(残存率=残存人口÷前回調査時に該当していた年齢階層の人口×100、12年86.0%、7年75.8%)で農業に残っている(農作業に従事している)現状をうかがうことができる。また、「昭和一けた世代(後半層):65~69歳」では、わずかではあるが農業労働力の増加がみられる。

農業労働力について各世代ごとの入出状況を明瞭にみるため、12年の調査結果に7年の調査結果を5歳分加齢した値(7年時点から農業外(内)への流出(入)がなければ、12年に該当階層に存在すると仮定される人数)を重ね、その差を当該期間の年齢階層別の入出状況とみると、基幹的農業従事者では、7年と2年加齢値との比較では減少(農外への流出・農業からのリタイア)が目立ったのに対し、12年と7年加齢値との比較では60~64歳層を中心として、その前後の年齢階層に農業外からの流入による増加(いわゆる「定年帰農」的な就農(兼業農家の他産業からのリタイアを契機とする就農を含む。))がみられたり、45歳未満の年齢階層も水準としてはわずかではあるものの増加するなどのきざしがみられる(図Ⅱ-6)。

(農業の担い手の確保・育成が重要かつ緊急な課題となっている)

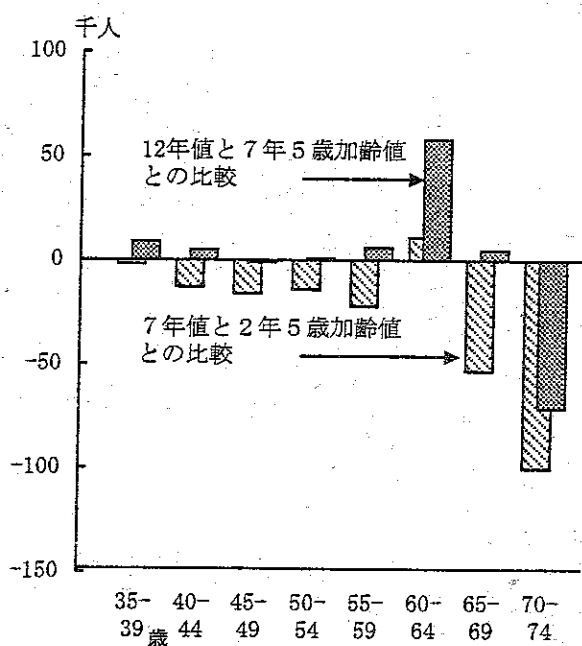
我が国の農業労働力構造を欧州における農業国であるフランス及びイギリスと比較してみると、我が国とは経営規模や経営形態等に違いはあるものの、両国においては雇用労働力を含めた形で青壮年層(ここでは、55歳未満層とする。)が農業就業者の約8割を占めるなど、相対的に若い世代が農業を担っていることがわかる(図Ⅱ-7)。これに対し、我が国においては、後述するように、近年、若い世代の新規就農や農業法人等への就職は増加傾向にあるものの、水準としては両者ともわずかなものであり、量的には高齢者(65歳以上)が農業就業者の半数以上を占めるという特徴的な構造となっている。

図II-5 年齢階層別にみた農業労働力の推移 (販売農家)



資料：農林水産省「農林業センサス」

図Ⅱ-6 年齢別にみた労働力構造の変化（5歳加齢値との比較・販売農家・基幹的農業従事者）

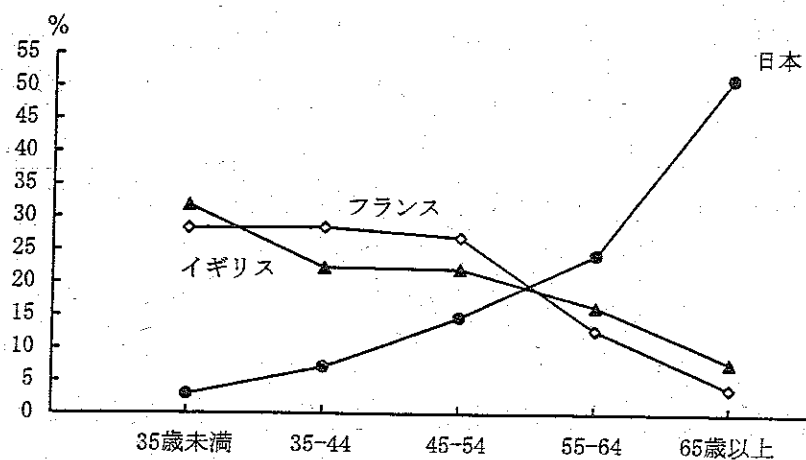


資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 数値は、調査値と前回調査値（1つ下の年齢階層：5歳加齢して同じ年齢階層とみる）との差である。

2) 35歳以上75歳未満の年齢階層を図示した。

図Ⅱ-7 農業就業人口の年齢階層別構成の比較



資料：農林水産省「農林業センサス」、EU「Eurostat」

注：1) 数値は、各々の農業就業人口（日本は販売農家における基幹的農業従事者）計に占める割合である。

2) フランス及びイギリスの数値には、「雇用労働者」を含む。

3) 日本は2000年、フランス及びイギリスは1998年の数値である。

前述したように農業労働力の量的中心を担ってきた「昭和一けた世代」の農業からのリタイアは進みつつある。将来にわたり我が国の農業生産の維持・増大を図るためには、その減少分を補い得る農業の担い手を確保・育成することが重要かつ緊急の課題となっている。課題の解決のためには、農業内部での後継者の確保にとどまらず、農業外からの参入者も含めて労働力を確保するとともに、家族経営をはじめ、法人や生産組織といった多様な形態の担い手を育成することで、効率的かつ安定的な農業経営^(註)（主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色のない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営）が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことが必要である。

イ 新規就農者の動向

（近年、新規就農者は増加してきている）

農業労働力の減少・高齢化が大きな問題となっているなか、農業生産の維持・増大を図るため、「新規就農者」を多様な就農経路を通じて確保し、育成していくことが重要かつ緊急な課題となっている。

近年、職業観の変化や自然志向等の高まり、新規就農支援対策の充実等もあり、新たに農業に従事する者は増加してきている。新規就農者（ここでは、新規学卒就農者と離職就農者の合計を新規就農者とする。）の推移をみると、平成2年（1万6千人）に底を打って以降、増加傾向に転じており、11年には6万5千人が新規に就農している。このうち、将来の農業生産の担い手として期待される新規就農青年（新規学卒就農者と39歳以下の離職就農者の合計）は1万2千人（11年）で、10年に引き続き1万人台に達するなど、こちらも増加傾向にある（表Ⅱ-2）食料・農業・農村基本計画とあわせて公表された農業構造の展望（22年の望ましい農業構造の姿）においては、年間の新規就農者数を1万3～5千人と見込んでいるところであるが、現在の新規就農者数の水準は、農業生産を持続的に維持し、発展させていくためには不十分であり、新規就農青年数の確保目標実現に向け、新規就農支援対策の一層の充実が必要となっている。

（非農家出身者の農業や就農に対する関心は高まってきている）

従来、我が国の農業は、家族経営を基本として営まれ、世代交代は農家世帯内における後継者の就農に依存してきた。しかしながら、近年は、農業の担い

表Ⅱ-2 新規就農青年等の推移

	1. 新規就農青年			2. 新規就農ガイドセンターへの就農相談者等			3. 道府県農業大学校への入校者		
	(千人)	新規学卒就農者 (千人)	39歳以下の離職就農者 (千人)	就農相談件数 (件)	就農相談者 (人)	就農者(累計) (人)	入校者総数 (人)	うち女子 (人)	うち非農家出身 (人)
40年	68.0	68.0	...	—	—	—
50	9.9	9.9	...	—	—	—
60	20.5	4.8	15.7	—	—	—	1,942	180	156
2	4.3	1.8	2.5	1,831	754	92	1,986	247	319
7	7.6	1.8	5.8	3,447	2,474	311	2,342	342	524
8	8.5	2.0	6.5	5,392	3,570	384	2,172	371	503
9	9.7	2.2	7.5	7,087	4,649	449	2,104	350	512
10	11.1	2.2	8.9	9,344	8,011	585	1,980	375	518
11	11.9	2.0	9.9	10,678	9,204	721	1,975	386	627

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、農林水産省調べ、全国農業会議所調べ

- 注：1) 新規就農青年とは、新規学卒就農者と39歳以下の離職就農者である。
 2) 新規学卒就農者とは、新規学卒者のうち主に自営農業に従事した者であり、2年以前は総農家、7年以降は販売農家の数値である。
 3) 離職就農者とは、転職等により就業状態が「勤務が主」から「農業が主」となった者（在宅、Uターンを問わない）である。
 4) 就農相談者数は、全国新規就農ガイドセンター（全国農業会議所）及び都道府県新規就農ガイドセンター（都道府県農業会議）への相談者数の合計である。
 5) 就農者数（累計）は、新規就農ガイドセンター（62年度から開始）を通じた就農者（のうち把握できた）数であり、各年度末現在の就農継続中の人数である。
 6) 道府県農業大学校は、農業改良助長法で定められている農業者研修教育施設である。
 7) 新規学卒就農者と離職就農者は暦年値、農業大学校への入校者と新規就農ガイドセンターへの就農相談者（相談件数）・就農者は年度値である。

手としての「新規就農者」を確保するうえで、農業外からの就農も重要な位置を占めるようになりつつある。近年、非農家出身者の農業や就農に対する関心は高まってきており、新規就農が期待される候補者の広がりとして注目されている。

この関心の高まりを、就農希望者の就農を支援するために設置されている新規就農ガイドセンター^(註)（全国及び都道府県新規就農ガイドセンター）への就農相談者数及び相談件数からみると、センターの設置（昭和62年度）以来、それぞれ増加傾向で推移してきている。平成11年度の相談者数は9千204人（62年度実績値の約14倍）、相談件数は1万678件（同約11倍）となっており、相談者数、相談件数とも大幅な伸びを示している。就農相談者の内容（就農を希望する動機）を全国新規就農ガイドセンターへの就農相談者（7～11年度の相談者）を対象としたアンケート調査の結果からみると、「本格的に農業に取り組む」（45%）、「農業法人等で働きたい」（17%）とする積極的な就農希望者が相談者全体の約6割を占めている。一方、残りの約4割については、「田舎暮らしをしたい」（18%）、「有機農業をしたい」（17%）、「農業を体験してみたい」（3%）とする田舎暮らし志向・自然志向的な就農希望者となっている。農業生産の維持・増大にとって積極的な就農希望者は当然のこと、田舎暮らし志向的な就農希望者に関しても農村社会の活性化等において大きな役割を担い得る者として期待されている。

なお、非農家出身者の農業や就農に対する関心の高まりについては、7年度から各都道府県に設置されている青年農業者等育成センター^(註)への就農相談件数の伸び（7年度2,921件、11年度7,424件）や、9年度から東京、大阪で年間2回ずつ開催されている農業法人合同就職説明会への来場者数の伸び等からもうかがうことができる。

（就農希望者が実際に就農できる環境づくりが必要となっている）

新規就農についての相談者数、相談件数の大幅な伸びが示すように非農家出身者の農業・就農に対する関心が高まるなか、実際に就農した実績をみると、新規就農ガイドセンター^(註)を通じて実際に就農した就農者数は、平成11年度中に136人（昭和62年度からの累積で721人。ただし、人数は同センターで把握が可能であった者のみ。）で、前述した就農相談者数と比較するとかなり低い水準にとどまっている。

全国新規就農ガイドセンターが非農家出身の新規就農者^{*1}を対象として実施したアンケート調査の結果から、就農する際に問題となった点を見ると、「資金の確保」(42%)とした割合が最も高く、次いで、「農地の確保」(39%)、「営農技術の習得」(27%)、「住宅の確保」(26%)となっている(図Ⅱ-8)。また、同センターへの就農相談者(62~11年度)を対象としたアンケート調査の結果から、就農相談者の農業体験の程度をみると、「(農作業については研修機関等で既に)研修済み」とする者は1割に過ぎず、残りの者は「(農業体験は)全くなし」、「体験程度」となっており、多くの者には営農の基本となる農業技術や経営管理等に関するノウハウがないことがわかる。

各個人ごとに程度の差はあるものの、経営資源がほとんどない状態からの開始となる非農家出身者が実際に就農する場合には、農地や経営資金の確保、技術の習得等、解決すべき数多くの課題が存在しており、これらが就農の大きな障害となっていることがうかがえる。

農業に対する関心の高まりを背景として就農希望者が増加するなか、それらの者の多くが実際に就農できるようにする環境づくりが課題といえる。

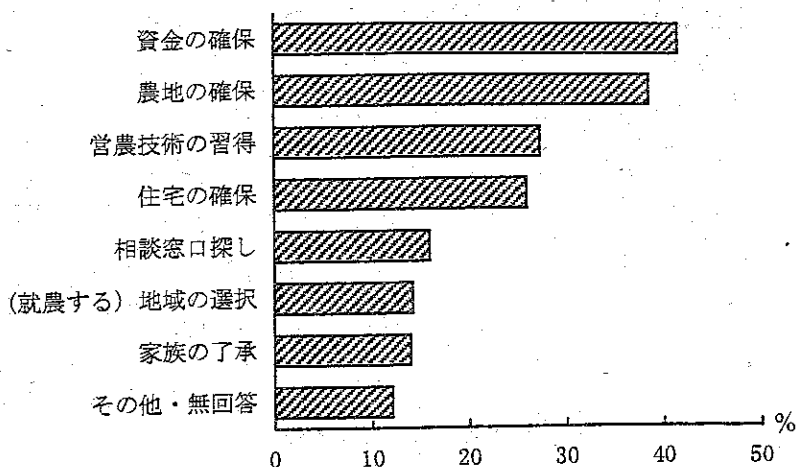
(新規就農者は前向きな動機で就農している)

次に、実際に新規就農した者についてみていくこととする。平成8年から11年の3年間に新たに就農した者^{*2}(経営部門としては、施設野菜が全体の19.5%と最も多く、次いで、花き・花木(14.4%)、稲作(12.2%)、露地野菜(12.0%)となっている。)を対象とした調査の結果から、新規就農した動機をみると、新規就農者全体としては、農家子弟の新規学卒就農者等を含むため「農地の継承など家の事情から」とする割合が最も高くなっているものの、「自分で創意工夫できる農業が好きだから」、「農業の仕事をしたかったから」とする割合が次いで高くなっており、多くの者が前向きな動機を持って就農していることがわかる(図Ⅱ-9)。しかしながら、新規就農者については、就農する際ばかりではなく就農した後についても、その経営が安定するまでは多くの課題を抱えているのが実情である。同じ調査の結果から、今後の農業経営に対してどのような支援を望んでいるかについてみると、約9割(87.0%)の者が何らかの支援を希望しており、望む支援策としては、「低利融資等資金の援助」とする割合が最も高く、次いで、「経営・技術面への指導・援助」、「農業機械

*1 対象者については、P.127 図Ⅱ-8の注を参照。

*2 対象者については、P.127 図Ⅱ-9の注：2)を参照。

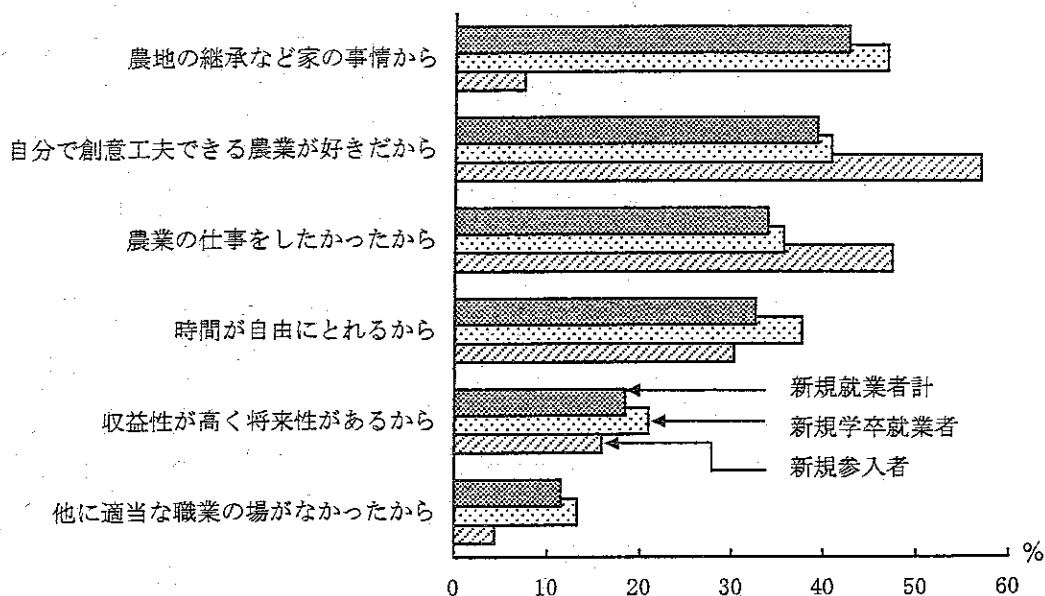
図Ⅱ-8 就農に際して問題となった点（複数回答）



資料：(財)全国新規就農ガイドセンター「新規就農者の就農実態に関するアンケート」(9年3月)

注：大阪府・東京都を除く45道府県の農業会議が選定した非農家出身の新規就農者（いわゆる新規参入者で、法人経営への就職就農者を含む）1,081名を対象とするアンケートであり、回収率は37.9%（有効回答）である。

図Ⅱ-9 新規就農した動機（複数回答）



資料：農林水産省「平成11年農林水産業新規就業者等調査就業状態調査—農業への新規就業者（新規学卒就業者・離職転入者）について—」（11年10月）

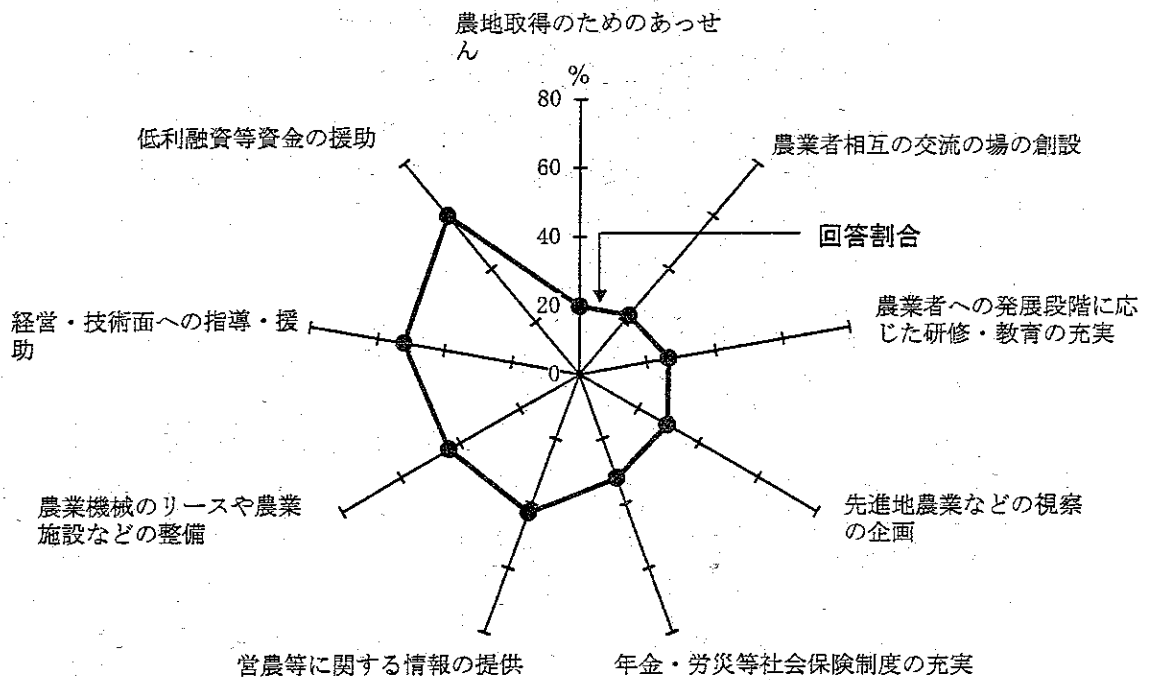
注：1) 8年6月から11年5月の3年間の農業への新規就業者11,097人を対象とする調査であり、回答数は5,186人である。

2) 調査の対象とした「新規就業者」とは、以下に該当する者をいう。

- (1) 学校を卒業または卒業後直ちに研修に入り終了した者で、新たに農業に就業した者：「新規学卒就業者」
- (2) 農業以外の他産業に主として従事していた者（農家等の子弟で在宅で他産業に従事していた者を除く）で、新たに農業に主として従事するようになった者：「離職転入者」

なお、この調査の「新規参入者」とは新規就業者のうち、新たに農業に就業する際に土地や資金等を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者をいう。

図Ⅱ-10 新規就農者が今後の農業経営に対して望む支援対策（複数回答）



資料：農林水産省「平成11年農林水産業新規就業者等調査就業状態調査－農業への新規就業者（新規学卒就業者・離職転入者）について－」（11年10月）

注：図Ⅱ-9と同じ。

のリースや農業施設などの整備」、「営農等に関する情報の提供」となっている（図Ⅱ-10）。

（多様な就農に対応したきめ細かな支援対策が期待される）

行政機関や農業団体では、円滑な就農ができ、かつ就農後の経営安定が図られるよう、農地や住宅の確保、営農資金の手当、技術習得機会の確保、就農等に関する情報の提供等について各種の支援を行っているところであるが、新規学卒就農をはじめ、「定年帰農」的的就農やいわゆるUJIターン就農、農業法人への就職就農等、新規就農の経路・形態が多様化するのに伴い、就農者（就農希望者）が直面する課題も多様なものとなっている。今後、より多くの新規就農者を確保・育成していくためには、多様化した就農経路に対応した就農時の支援はもちろん、就農後の経営安定等を目的としたフォローアップ等、一層きめ細かな支援対策が期待されている。

＜事例：ベテラン農家の指導を受ける新規参入者（新規就農支援）＞

愛媛県の南西部に位置する三間町^{みまちょう}では、平成12年5月に大阪から家族で同町に転居し、新規就農を予定しているA氏が、同県の新規就農者支援事業の一つである「営農インターン推進事業」（就農を希望する者が先進農家等から実践的技術研修をマンツーマンで受けることができる。農家子弟等を対象とする短期コース（研修期間6か月間）と新規参入者等を対象とする長期コース（同2年間）がある。）を活用し、同町でも名の知られたベテラン農業者の一人であるB氏の指導のもと、いちご栽培の研修を受けている。

B氏は、数多くの研修生を受け入れてきた経験をもつ元農業指導士であり、現在もいちごの生産グループ等で活躍している農業の大ベテランである。この両者を結び付けたきっかけは、大阪で開催された新規就農相談会であり、農業の経験がない全くの初心者である新規参入者のA氏は、絶好の研修機会を得たといえる。

B氏は、「早く独立をして生計が立てられるようにしてあげたい。農業者は労働者であり、経営者であり、学者・研究者でなければならないから大変だが、Aさんには臨機応変で応用がきき、先を見る農業者になってもらいたい。」と、いちご栽培以外にも米の栽培等も教えるなど、指導にも積極的で、研修を受けるA氏も「目の前に良い見本がいるのが何よりです。Bさんは本当に楽しそうに農業をしている。いくつになっても明日に夢をみられる仕事はいいですね。いつかは農業が自分の天職であると言えるようがんばります。」としており、周囲からも研修後のA氏の活躍が期待されている。

(次代の担い手を養成する農業教育・研修を充実する必要がある)

農業生産を維持・増大していくためには、農業の担い手として次代の農業を担う青年農業者を養成する農業教育・研修の充実を図っていくことが重要な課題となっている。

担い手育成を主な目的とする農業教育・研修についてみると、次代の農業を担う積極的な意欲をもち、技術・経営能力に優れた青年農業者を養成する施設としては、農林水産省農業者大学校や、全国の道府県に設置されている農業大学校(全国に41校)等がある。このうち、道府県農業大学校についてみると、平成12年度における入校者数は2,018人(全国)となっており、近年、農業に対する関心の高まりや若い世代が農業を魅力ある職業としてとらえつつあること等もあり、非農家出身者の占める割合が年々高くなる傾向にある。また、卒業生の動向をみると、約半数が農業に従事(他産業就職者の一部農業従事を含む。)、約3割の者が農業関連産業へ就職している。道府県農業大学校については、農業高校との連携促進による教育・研修の一貫化や実践研修の充実等を図ることで、次代の農業の担い手を養成する施設としての充実が期待されるだけでなく、新規就農希望者や現役の農業者を対象とした研修コース(11年度には41校中39校で設定)の開設・充実等により、農業者がその発展段階に対応して研修を受けることができる施設としての役割も期待されている。

青年農業者については、農業生産の維持・拡大を図るための担い手としてばかりではなく、地域社会の担い手としても重要な役割を果たすことが期待されるだけに、その確保・育成に向けた取組みを一層充実していく必要がある。

[コラム：大学生の皆さん！農業インターンシップです。]

最近、大学生のインターンシップ(学生が一定期間、将来の就職先として関心のある業種の企業等で研修生として働き、就業体験を行える制度)が注目されていますが、農業の場においても、「農業インターンシップ」として実施されていることをご存じでしょうか？

この取組みは、大学と農業法人(農業経営者)等との連携のもと、在学中に農業体験を行うことで、農業への理解の促進を図ることとあわせ、農業法人への就職と就職後の職場への定着促進を図ることを目的としており、参加する学生は、夏期休暇等のまとまった期間を利用し、受入れ先となる全国の農業法人に実際に住み込んで(社宅等)、農作業や農産物加工、販売・流通等の体験研修を行います。

平成11年度に参加した学生は、全国で60名とまだわずかですが、参加者の評価は高く、また、次代の農業の担い手を確保・育成する取組みの一つとしても期待されています。参加対象者は大学生に限定されますが、学部・学年や性別、農業体験の有無等は問わないそうです。健康で、農業に興味がある大学生の皆さん、是非とも参加してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

(農業インターンシップ参加者の体験談)

K. Sさん(女性) 園芸学部3年生

研修先: 秋田県(野菜生産、農産加工、観光農園)

農業といっても、農作業だけではなくいろいろな仕事があることがわかり、中には自分の興味があるものもあるのではないかと思います。今回の研修先に限らず、農業法人に就職してみたいと思いました。私にとって実のある夏休みが送れて、本当に感謝しています。

M. Tさん(男性) 経済学部4年生

研修先: 佐賀県(養豚、稲作)

大変意義のある試みだと思いました。想像していた以上に農作業は厳しいものでしたが、生産する意味・喜びを多少なりとも理解できたと思います。このような機会がもっと広く知られて、多くの学生が体験できれば良いと思います。

H. Hさん(男性) 政治経済学部4年生

研修先: 滋賀県(野菜)

農作業をしていると、これまでの自分の生活態度は甘すぎたと痛感した。農作業は苦しい。泥まみれ・汗まみれ。しかし自分は「やることはやった」という充実感でいっぱいである。

資料: 農業インターンシップ事務局資料

(ホームページ (<http://www.nca.or.jp/hojin/intern.html>) から一部抜粋)

(2) 多様な担い手の動向

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の課題

(大規模層や法人が地域農業を担う農業構造の実現が期待されている)

我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営)を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造の確立が必要である。

こうした観点から、食料・農業・農村基本計画(平成12年3月閣議決定)とあわせて、農業生産基盤の整備の推進、農業経営の規模拡大等の施策を推進していくに当たって、目指すべき農業構造の展望が示された(図Ⅱ-11)。

本展望は、2年から7年にかけての農家戸数のすう勢をもとに、生産努力目標の実現に向けた関係者の取組みや農地の利用集積の一層の進展等を前提としつつ、22年の農業構造を推計したものであり、総農家戸数が230~270万戸程度(現状より2~3割減少)になると見込まれるなかで、効率的かつ安定的な農業経営は、家族農業経営が33~37万戸程度、法人経営(1戸1法人を除く。)及び生産組織が3~4万程度になると見込まれている。

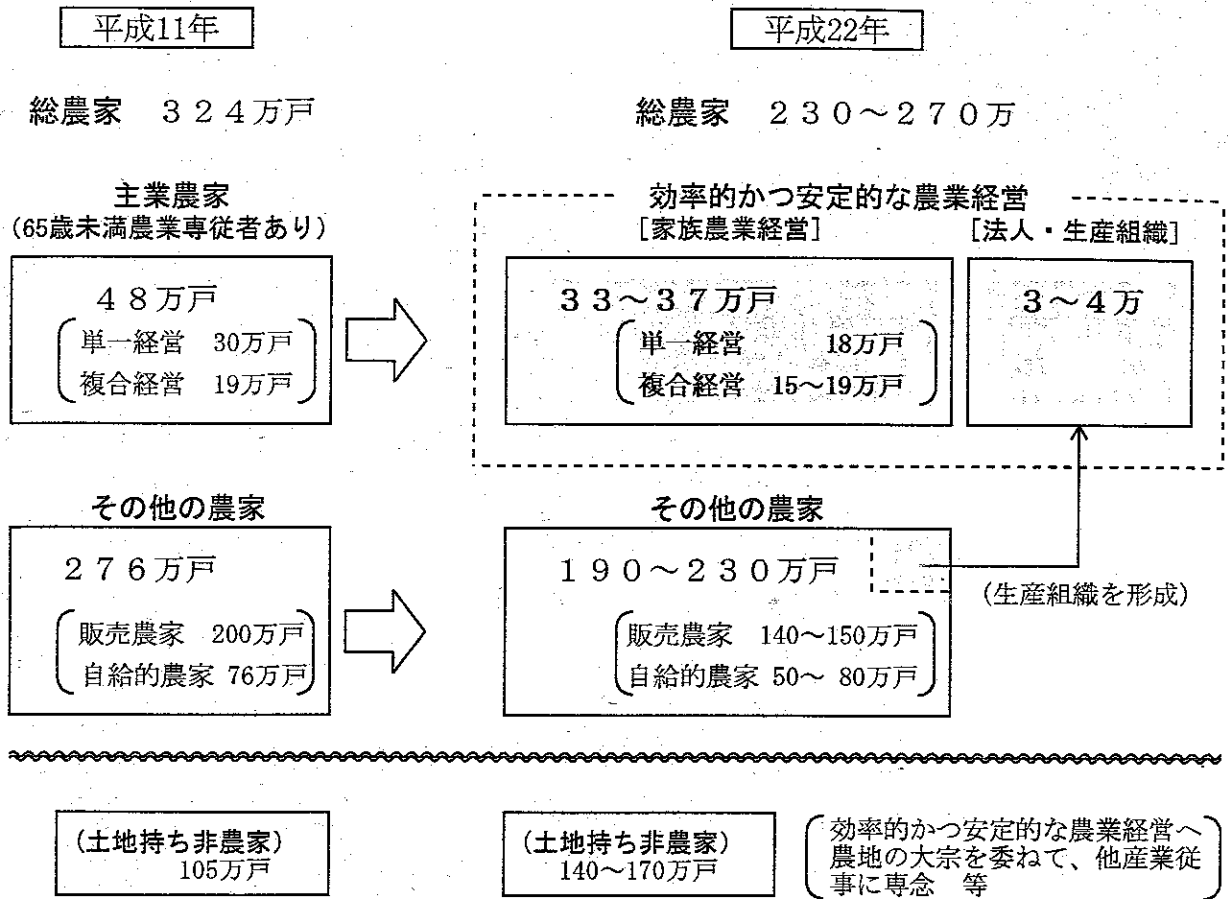
また、これらのうち効率的かつ安定的な農業経営の生産シェアは、水田作では全国の約6割、露地野菜では約7割、酪農では約9割を占めると見込まれている。

農林水産省が12年11月に、全国市町村の農政担当者を対象に実施した「担い手の状況と都市交流、情報化を通じた農村活性化に関する調査」(以下、「担い手・活性化調査」という。)から、各市町村における作目ごとの生産の担い手の現状と今後担うべき者を尋ねた結果をみると、現在は小規模層が中心ととらえている市町村が大部分を占める米や露地野菜においても、将来の中心的担い手としては、米で約25%、露地野菜で約44%の市町村が大規模農家や法人をあげている(図Ⅱ-12)。一方、施設野菜や畜産においては、現在既に大規模農家や法人が中心的担い手ととらえられているが、将来はそれが一層広がるとされており、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大宗を担う農業構造の実現に対する期待の高まりがうかがえる。

こうした農業構造を実現していくためには、育成すべき農業経営への諸施策の集中を図り、それらを体系的かつ総合的に実施していくことが必要である。

また、これとあわせて、地域農業全体としての効率的な農業生産を実現するため、農業生産活動の共同化や農作業の支援組織の活動の促進等を図ることも

図Ⅱ-11 農業構造の展望 (平成22年)



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」(11年)

- 注：1) 22年における農業構造の展望は、2年から7年にかけての農家戸数のすう勢を基に、近年のすう勢等を踏まえ推計した数値である。
- 2) 22年における「効率的かつ安定的な農業経営」は、2年から7年にかけての主業農家等のすう勢を踏まえ、「農業経営の展望」や「生産努力目標」の実現のための関係者による取組み、農地の利用集積の一層の進展(作業受託も含め農地利用の6割程度が「効率的かつ安定的な農業経営」に集積するものと見込む。)を前提としたものである。
- 3) 「効率的かつ安定的な農業経営」における「法人」には1戸1法人は含まない。
- 4) 11年の土地持ち非農家は、2年から7年にかけてのすう勢を基にした推計値である。